日赤新労

平成10年
3月15日
発　行
第160号

発　行　所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2－6－8
伸和ビル1F
TEL(03)3433-3028
FAX(03)3432-4560
発行責任者　浜崎健蔵

綱　領

1．吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2．吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3．吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

第三七回定期全国大会開催

’98賃上げ　四・五％
一万五千五百円に決定！

二月二十二日から二十四日の三日間、西に三河湾国立公園、南に花の町渥美半島を控えた交通拠点都市豊橋市において、第三七回定期全国大会が盛大に開催された。「ホリディイン・クラウンプラザ豊橋」を会場に、全国加盟単組より代議員及びオブザーバー等百十名余りの参加を得て、平成十年度運動方針、要求書等について慎重な審議が行われ、今年度も新しい本部執行体制のもとに、要求獲得に向けて組合員一丸となって前進していくことが確認された。

初日は開会のことばの後、参加者全員で日赤新労労働歌が力強く合唱され、資格審査・成立確認を経て、大会役員の選出が行われ、議長に峯徹次氏（福島日赤）、副議長に山田隆幸氏（芳賀日赤）、書記に白石浩氏（今津日赤）が選出された。

大会開催にあたり、梅村中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「十二月に発表された労働省調査による労働組合員数及び組織率は下降傾向にあるが、新労の加盟単組の組合員数は、ここ数年上向き傾向にある。これは一重に各単組役員の皆様のご努力に負うところが大であり、敬意を表するものである。

さて九七年は、緩やかに回復過程にあったはずの景気回復が足踏み状態、そして減速へと後退し、金融機関の経営破綻等が世間を騒がせた。

医療界においては介護保険法が成立し、また第三次医療法改正へと大きな変革の時代を迎えようとしている。一方血液事業においては、より安全な輸血用血液の供給に向けて、放射線照射をはじめ、製造承認などまだまだ解決すべき多くの問題を抱えている。

こうした中、労働界では労働法関連法が改正され、今後は時間外労働の取扱いが目安時間から上限枠の制定へと、また休日労働及び深夜労働の割増率、労働契約期間の上限や就業規則の取扱いが検討されている。

連合は今春闘で「経済成長率を二％押し上げるための賃上げ目標」を掲げており、日経連が打ち出している「雇用優先・ベアゼロ論」との争点が注目されるところである。

日赤新労としても、今大会で決定する賃上げ要求を中心に、国公より劣る昇格基準の見直しに重点をおいて、標準的職務内容表の改正や定年制の問題、特に施設長の勧奨年齢の引き下げを強く要求していく考えである。本社の口癖でもある「お手本」をただ踏襲するのではなく、より有利な労働条件へ改善する為、今大会では忌憚のないご意見と慎重審議をお願いしたい。」

議事は報告事項に入り、本部より各部報告、一般経過報告が行われた。また各単組代表がそれぞれの組合の一年間の活動内容を報告し、質疑応答の後、賛成多数で承認された。

二日目は、平成十年度運動方針、予算、要求書等について審議が行われ、賛成多数で承認、決定された。特に要求書の審議の中で、昇格基準の運用について本部から資料を用いての説明が加えられ、各単組でも施設での運用状況をよく把握し、改善していくよう求められた。

また、組合費値上げに関する規約の一部改正については、七百円から八百円とすることで承認決定され、平成十一年二月一日から適用されることとなった。

尚、二日目の懇親会には地元愛知県支部より仲野事務局長にご臨席いただき、歓迎と励ましのお言葉を頂戴した。

大会最終日は、平成十年度本部役員選挙が行われ、新役員が決定された後、前橋日赤の有馬ひとみ氏による「豊橋大会宣言」が採択された。

最後に、九八年度運動方針に基づく諸要求実現に向けて決意も新たに「頑張ろう」三唱が行われ、盛会の中に無事大会を終了した。

平成十年度
運動方針・予算等
慎重に審議

■報告事項■

一、各部報告
組織、教宣、調査の各部長からこの一年の活動報告が行われ、承認された。

二、一般経過報告
資料に基いて本部から報告が行われ、承認された。

三、会計収支決算報告
報告書通り承認された。

四、会計監査報告
適正且つ正確に処理されているとし、承認された。

五、単組活動報告
単組代表より、それぞれの交渉事項や諸活動について報告が行われ、二、三の質疑応答の後承認された。

（以上、報告事項の詳細は大会資料を参照のこと）

■審議事項■

一、平成十年度運動方針案について
主査・参事制の取り組みに対する質問に対し、本部は今後も導入できる環境づくりに取り組む考えを示した。賛成多数でスローガンともに本部提案通り決定。

二、予算案について
第三回中央委員会において決算見込みで提示した予算案を、一月決算で確定した繰越金から一部修正して提案され、決定された。

三、要求書案について
基本賃金の引き上げは、定昇込み四・五％、一万五千五百円と決定された。
諸手当の改善については「施設長の退職勧奨年齢を六五歳とすること」が新たに盛り込まれた。
名一日赤より「医療職㈡の表において、等級昇格時に年齢による制約がある」との問題提起があり、第一回中央委員会まで持ち帰って検討することになった。また、今津日赤より「言語訓練士の身分」について質問があり、本部は、人勧等の動きを見ながら医療職㈡の格付に向けて本社と協議していく考えを示した。
本部提案は、賛成多数で決定された。

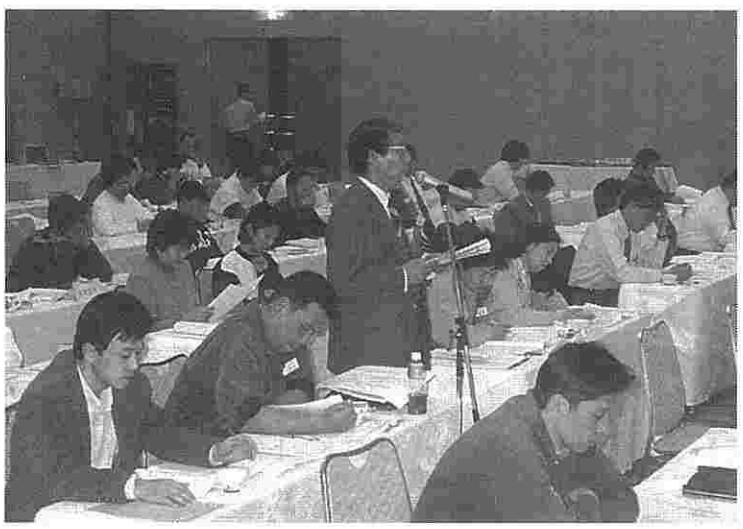

四、闘争方針案について
署名簿提出、ポスター・ビラの配布、闘争委員会の設置、文書・腕章・テレホン戦術、施設長並びに支部長交渉による本社への圧力強化、各単組におけるストの権確立、本社集会の実施、中労委提訴、実力行使、以上が決定された。

五、規約の一部改正
規約第四九条の「本会の会費は、組合員一人につき一月七百円とする」を「一月八百円とする」に改正することが決定された。平成十一年二月一日から適用されることになる。

六、その他
「産前産後の休暇」にかかる協定書（昭和六十一年四月）の改正（多胎児の場合産前十週間以内から十四週間以内）は、本社交渉を本部に一任することで了承された。
併せて、男女雇用機会均等法の改正による「母性健康管理の措置の義務化」に伴う労働条件の整備についても、国公等の導入状況をもとに本部一任となった。

■役員選挙■

武郷徹（三原日赤）役員詮衡委員長より役員選出の経過説明があった。その後役員選挙が行われ、有効投票数七三票中、信任七二票、不信任一票で、平成十年度の新役員が決定された。

（新役員は裏面に掲載）

豊橋大会宣言

日本赤十字新労働組合連合会は、第三七回定期全国大会を、風光明媚な三河湾を望む豊橋市の「ホリディイン・クラウンプラザ豊橋」において盛大に開催した。

我々は、平成十年度運動方針として、

○実質賃金を獲得し、豊かでゆとりある生活
○労働時間短縮と、完全週休二日制の実施
○教宣活動を強化し、組織の団結と活性化
○福利厚生の充実と、活力ある職場環境
○定年制の早期実現と、老後保障の充実
○天下り人事を排斥し、適正な人事管理と内部登用

の六項目のスローガンを掲げ、日赤新労の理念を基調とし、全組合員の協力のもと、ゆるぎない意志と団結に努め、要求貫徹に向かって力強く前進することを誓います。

右、豊橋大会宣言とする。

前橋赤十字病院職員組合
有馬　ひとみ

五期目の就任にあたって

中央執行委員長　梅村　正一

第三七回定期全国大会の役員改選において、今年度も引き続き中央執行委員長に選出されました。五期目の就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

世は変革の時代です。昨年十二月には医療法の一部が改正され、総合病院の呼称が廃止されました。変わって地域における医療確保のために、必要な支援に関する要件を満たせば地域支援病院と称することのできる病院が位置づけられました。しかし非常に厳しい条件が課せられることから、果たして日赤病院の中で地域支援病院の呼称に該当するかどうかは難しいところです。

一方、血液事業においては、より安全な輸血用血液供給に向け、放射線照射に端を発し、製造承認申請、検査業務の一体化や施設の統合、定員制の見直しが図られようとしており、我々の働く環境に大きな変化が生じようとしています。

医療、血液、福祉事業と赤十字に働く者としては、今後、変化の時代に見合った経営戦略をいかに提言していくかが重要となりましょう。『変化には変化』で対応することも必要であり変化をどのように捕らえて対応すべきか、各単組の皆様とともに真剣に考えていかなければなりません。

日赤新労は、先の豊橋大会で、平成十年度の賃上げ要求を四・五％、一万五千五百円と決定しました。内訳は、定昇分二％、生活向上及び物価上昇分二・五％と試算しています。この賃上げ額は、物価の上昇に対処し、我々の生活の向上と安定には欠かせない最低限の要求であると確信しております。

また、すべての組合員が安心して六五歳まで働くことのできる環境作り（六五歳定年制）や、昇格基準の見直しについても、重要課題として取り組んでいきたいと考えています。

第三七回大会で決定されたスローガンや闘争方針に基づき、我々の要求が実になるまで頑張る所存ですので、組合員の皆様には暖かいご支援とご助言を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

新任挨拶

福島赤十字病院
峯　徹次

この度、本部役員に選出されました福島赤十字病院の峯徹次です。職場は検査部に所属しています。

自宅では、二年前に実父が他界しており、家業が酒屋と農家ということもあって、忙しい日々を過ごしています。

これからは、本部役員としての任務も課せられ、ますます多忙になるものと覚悟しております。

家庭、職場、組合活動と力を抜くことなく、自分なりに頑張っていくつもりですので、どうぞ宜しくお願い致します。

退任挨拶

福島赤十字病院
斎藤　健一

第三五回定期全国大会において中央執行委員として選任され、二年間ではありましたが、執行部の皆さんや全国の組合員の皆様方のご支援と御協力によって、本部役員としての任務を果たすことができ、深く感謝いたします。

選任された時と同じ豊橋市の会場で退任するとは思ってもいませんでした。

外来に所属し、救急外来やシネアンギオ室、整形外科外来等々、多くの外来業務につく仕事柄、時間の余裕は余りありませんが、これからは単組の中から日赤新労を応援していきたいと思っています。

最後に、全国の日赤新労組合員の皆様の一層のご活躍とご健康をお祈り申し上げ、退任挨拶と致します。

平成10年度本部役員

中央執行委員長
梅村　正一
（名二日赤）

中央副執行委員長
川島　環
（鳥取日赤）

中央副執行委員長
坂本　樹由
（足利日赤）

中央書記長
浜崎　健藏
（岡山日赤）

中央会計
粕谷　幸司
（愛知血セ）

中央執行委員
佐久間直紀
（千葉血セ）

中央執行委員
渡辺　渡
（青森血セ）

中央執行委員
峯　徹次
（福島日赤）

会計監査委員
樹下　成徳
（大津日赤）

会計監査委員
上杉　勝信
（今津日赤）

北から南から

組合結成三〇周年記念式典に寄せて

三原赤十字病院従組

去る一月十二日、市内の国際ホテルにて、組合結成三〇周年記念式典を開催しました。

式典には、新労本部の梅村執行委員長、浜崎書記長をはじめ、病院長や当院組合執行部の諸先輩方など、多数のご来賓の出席を賜りました。

平日勤務後のパーティにもかかわらず、有志による隠し芸やグループでの歌、バックでの演技など続々と披露され、大変賑やかで和やかで、楽しいパーティになり、二時間があっという間に過ぎてしまいました。皆んなの盛り上がりを見て今後の組合活動にも積極的に参加してもらえるものと大いに希望をもちました。

病院長は、祝辞の中で、「昔は十年一昔と言っていたが、今は時の経つのが速く、三十年一昔のような気がする」と述べておられましたが、この三十年間の当院の組合活動の中で、一度か二度、ボーナスが分割で支給されたり遅れたりした事があった以外には、私の記憶の中では取り立てて言うような事もなく、無事に三十年を過ごせたと感じています。

我々の要求も少しずつではありますが改善されつつあり、これはわが単組の力だけではなく、平素ご指導戴いている新労本部の代々の役員、並びに加盟単組の皆様のおかげだと、あらためて感謝の気持ちで一杯です。我々はこれまでの三十年間、本当に良い時代を過ごせたと思っています。

さて、今日の世界的な経済不況のまっただ中で、国内でも医療費の大幅な赤字に伴い、保険診療の定額制など厳しい時代に突入すると予想されます。このような現状の中、当市のような狭い地域に過密に存在する病院群の中で、我が三原赤十字病院が生き伸びていくにはどうあるべきか、真剣に考えなければならない時期にきています。グスグスしてはいられないのです。

今後、労使一体となって一人一人が担い手であるという自覚をもち、三原赤十字病院の発展のために一層の努力をしなければならないと強く感じています。

（婦人部長・片岡ヨシコ）

均等法が変わります！

これまで、男女雇用機会均等法においては、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理の措置について、事業主の自主的努力に委ねられてきましたが、今回の改正により「事業主に対する義務」とされ、平成10年４月より施行されることになりました。

【改正の具体的なポイント】

(1)男女雇用機会均等法の改正

○これまで事業主の努力義務だった募集・採用、配置・昇進について、女性に対する差別を禁止

○企業名の公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置を強化

○ポジティブ・アクションの促進、セクシャル・ハラスメントの防止といった新しい課題にも対応

○母性保護の充実の一環として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保や、その指導に基づき勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講ずることを事業主に義務づけ

(2)労働基準法の改正

○女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を解消

○母性保護の充実の一環として、多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長

(3)育児・介護休業法の改正

○育児や家族の介護を行う一定範囲の男女労働者について、深夜業の制限の権利を創設

第1回中央委員会 会場案内

【日　時】
平成10年５月17日～18日
【場　所】
静岡県熱海市上多賀字赤根
シャトーテル赤根崎

※専門部会は開催時間を拡大して行います。